

高知県競争力強化生産総合対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表(R4.4)

改正後	現行
<p>第1条 省略</p> <p>第2条 県は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に即し、農産物の高品質・高付加価値化及び低コスト化により、産地競争力の強化を図るため、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に基づき実施する事業に要する次に掲げる経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等をいう。以下同じ。）、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）、土地改良区、消費者団体又は市場関係者（交付等要綱の別記1に定める者をいう。以下同じ。）、事業協同組合連合会又は事業協同組合、食品事業者、民間事業者（交付等要綱の別記1に定める者をいう。以下同じ。）、中間事業者（交付等要綱の別記1に定める者をいう。以下同じ。）、流通業者（交付等要綱の別記1に定める者をいう。以下同じ。）、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人、コンソーシアム（交付等要綱の別記1に定める者をいう。以下同じ。）、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第2条の規定に基づき、農林水産大臣が定める基準（平成15年10月1日農林水産省告示第1538号）第2号に規定する基準に適合するものに限る。以下同じ。）、乳業再編等協議会（交付等要綱の別記1に定める者をいう。以下同じ。）若しくは知事が中国四国農政局長と協議して適当であると認める団体（以下「特認団体」という。）が</p>	<p>第1条 省略</p> <p>第2条 県は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に即し、農産物の高品質・高付加価値化及び低コスト化により、産地競争力の強化を図るため、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき実施する事業に要する次に掲げる経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等をいう。以下同じ。）、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）、土地改良区、消費者団体又は市場関係者（実施要綱の別記1に定める者をいう。以下同じ。）、事業協同組合連合会又は事業協同組合、食品事業者、民間事業者（実施要綱の別記1に定める者をいう。以下同じ。）、中間事業者（実施要綱の別記1に定める者をいう。以下同じ。）、流通業者（実施要綱の別記1に定める者をいう。以下同じ。）、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人、コンソーシアム（実施要綱の別記1に定める者をいう。以下同じ。）、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第2条の規定に基づき、農林水産大臣が定める基準（平成15年10月1日農林水産省告示第1538号）第2号に規定する基準に適合するものに限る。以下同じ。）、乳業再編等協議会（実施要綱の別記1に定める者をいう。以下同じ。）若しくは知事が中国四国農政局長と協議して適当であると認める団体（以下「特認団体」という。）が実施する場合</p>

実施する場合であって、県の区域を対象とする等、広域的な取組を行う事業に要する経費

(3) 省略

第3条 省略

第4条

1～2 省略

3 補助事業者（市町村を除く。）が第1項の補助金交付申請書を提出するときは、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない旨を証する納税証明書及び誓約書兼同意書（別紙参考様式2）を添付しなければならない。なお、納税証明書に代わり、県税完納情報の提供に係る同意書（参考様式4）及び本人確認書類の写しをもって代えることができるものとする。

4～5 省略

（補助事業の着手）

第5条 補助事業者は、補助事業を着手する場合は、原則として、次条の規定による補助金交付決定通知に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に着手する必要がある場合は、補助事業者は、別記第2号様式による補助金交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

第6～7条 省略

であって、県の区域を対象とする等、広域的な取組を行う事業に要する経費

(3) 省略

第3条 省略

第4条

1～2 省略

3 補助事業者（市町村を除く。）が第1項の補助金交付申請書を提出するときは、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない旨を証する納税証明書及び誓約書兼同意書（別紙参考様式2）を添付しなければならない。

4～5 省略

（補助事業の着工）

第5条 補助事業者は、補助事業を着工する場合は、原則として、次条の規定による補助金交付決定通知に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に着工する必要がある場合は、補助事業者は、別記第2号様式による補助金交付決定前着工届を知事に提出しなければならない。

第6～7条 省略

第8条

- (1)～(2) 省略
- (3) 別表の区分欄の1から3へ経費を流用する場合
- (4) 省略
- (5) 別表の区分欄の1の(1)、(2)及び2の経費に係る補助金の増加又は20パーセントを超える減少の場合

2 補助事業者は、前項に定める場合のほか、補助対象経費の減額に伴う変更をしようとするときは、前項に準じて知事の承認を受けることができる。

3 知事は、前2項の補助金変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、その適否を決定し、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

第9条 省略

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業の成果を記載した別記第6号様式による補助金実績報告書を知事に提出しなければならない。

2～3 省略

第11～16条 省略

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

第8条

- (1)～(2) 省略
- (3) 別表の区分欄の1から2へ経費を流用する場合
- (4) 省略
- (5) 別表の区分欄の1の(1)若しくは(2)の経費に係る補助金の増加又は30パーセントを超える減少の場合

2 知事は、前項の補助金変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、その適否を決定し、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

第9条 省略

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業の成果を記載した別記第6号様式による補助金実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

2～3 省略

第11～16条 省略

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第4号及び第5号、第10条第3項、第12条、第13条並びに第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月30日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年6月13日から施行する。
- 2 平成24年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月31日から施行する。

2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第4号及び第5号、第10条第3項、第12条、第13条並びに第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月30日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年6月13日から施行する。
- 2 平成24年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月31日から施行する。

追加

別表（第3条、第8条関係）

1 整備事業

<p>(1) 産地競争力の強化</p>	<p>ア～イ 省略 ウ (ア)～(ク)省略 <u>(ケ)生産技術高度化施設</u> (コ)種子種苗生産関連施設 (サ)有機物処理・利用施設 (シ)油糧作物処理加工施設 (ス)バイオディーゼルの燃料製造供給施設 エ (ア)～(カ)省略 <u>(キ)畜産副産物肥飼料利用施設</u> オ <u>農業廃棄物処理施設整備</u></p>	<p>事業費の2分の1以内 ただし、<u>交付等要綱</u>の別記1に定める場合にあっては、<u>交付等要綱</u>の別記1に定める率又は額以内とする (間接補助事業の場合を含む。) 次世代加算補助対象経費の欄のウの<u>(ケ)</u>の施設のうち、以下省略</p>	<p>(1)～(8)省略 (9)中間事業者ただし、国産原材料サプライチェーン構築の取組を対象とした以下省略 (10)流通業者<u>果樹及び野菜の取組</u>を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限るものとする。</p>
---------------------	---	--	--

別表（第3条、第8条関係）

1 整備事業

<p>(1) 産地競争力の強化</p>	<p>ア～イ 省略 ウ (ア)～(ク)省略 <u>(ケ)農業廃棄物処理施設</u> (コ)生産技術高度化施設 (サ)種子種苗生産関連施設 (シ)有機物処理・利用施設 (ス)油糧作物処理加工施設 (セ)バイオディーゼルの燃料製造供給施設 エ (ア)～(カ)省略</p>	<p>事業費の2分の1以内 ただし、<u>実施要綱</u>の別記1に定める場合にあっては、<u>実施要綱</u>の別記1に定める率又は額以内とする (間接補助事業の場合を含む。) 次世代加算補助対象経費の欄のウの<u>(コ)</u>の施設のうち、以下省略</p>	<p>(1)～(8)省略 (9)中間事業者ただし、国産原材料サプライチェーン構築の取組を対象とした以下省略 (10)流通業者<u>ただし、青果物広域流通システム構築の取組</u>を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限るものとする。</p>
---------------------	--	--	---

<p>(2) 産地合理化の促進</p>	<p>以下の事業に要する経費 ア～オ 省略 カ (ア)省略 (イ)集送乳合理化推進整備 <u>(ウ)需給調整拠点施設整備</u></p>	<p>事業費の2分の1以内 ただし、補助対象経費欄のオ及びカの整備の場合は、事業費の3分の1以内、<u>交付等要綱</u>の別記1に定める場合にあつては、<u>交付等要綱</u>の別記1に定める率又は額以内とする (間接補助事業の場合を含む。)</p>	<p>省略</p>		<p>(2) 産地合理化の促進</p>	<p>以下の事業に要する経費 ア～オ 省略 カ (ア)省略 (イ)集送乳合理化<u>等</u>推進整備</p>	<p>事業費の2分の1以内 ただし、補助対象経費欄のオ及びカの整備の場合は、事業費の3分の1以内、<u>実施要綱</u>の別記1に定める場合にあつては、<u>実施要綱</u>の別記1に定める率又は額以内とする (間接補助事業の場合を含む。)</p>	<p>省略</p>	
---------------------	--	--	-----------	--	---------------------	---	--	-----------	--

(3) 省略

<p><u>2 みどりの食料システム戦略の推進</u></p>	<p><u>ア 耕種作物小規模土地基盤整備</u> <u>(ア) ほ場整備</u> <u>(イ) 園地改良</u> <u>(ウ) 優良品種系統等への改植・高接</u></p>	<p><u>事業費の2分の1以内</u></p>	<p><u>(1)市町村</u> <u>(2)農業者の組織する団体</u> <u>(3)公社</u> <u>(4)土地改良区</u> <u>(5)消費者団体及び市場関係者</u></p>
---------------------------------	---	--------------------------	---

追加

	<u>(エ) 暗きよ施工</u> <u>(オ) 土壌土層改良</u> <u>イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備</u> <u>(ア) 飼料作物作付条件整備</u> <u>(イ) 放牧利用条件整備</u> <u>(ウ) 水田飼料作物作付条件整備</u> <u>ウ 耕種作物産地基幹施設整備</u> <u>(ア) 育苗施設</u> <u>(イ) 乾燥調製施設</u> <u>(ウ) 穀類乾燥調製貯蔵施設</u> <u>(エ) 農産物処理加工施設</u> <u>(オ) 集出荷貯蔵施設</u>		<u>ただし、野菜の取組を対象とした、産地管理施設の整備に限るものとする。</u> <u>(6) 事業協同組合連合会及び事業協同組合</u> <u>(7) 食品事業者（事業実施主体の欄の1の(7)を準用する)</u> <u>(8) 民間事業者</u> <u>(9) 中間事業者（事業実施主体の欄の1の(9)を準用する)</u> <u>(10) 流通業者（事業実施主体の欄の1の(10)を準用する)</u> <u>(11) 公益社団法</u>	
--	--	--	--	--

	<u>(カ) 産地管理施設</u> <u>(キ) 用土等供給施設</u> <u>(ク) 農作物被害防止施設</u> <u>(ケ) 生産技術高度化施設</u> <u>(コ) 種子種苗生産関連施設</u> <u>(サ) 有機物処理・利用施設</u> <u>(シ) 油糧作物処理加工施設</u> <u>(ス) バイオディーゼル燃料製造供給施設</u> <u>エ 畜産物産地基幹施設整備</u> <u>(ア) 畜産物処理加工施設</u> <u>(イ) 家畜市場</u> <u>(ウ) 家畜飼養管理施設</u> <u>(エ) 自給飼料関連施設</u>		<u>人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人</u> <u>(事業実施主体の欄の1の(11)を準用する)</u> <u>(12)特認団体</u> <u>(13)コンソーシアム</u>	
--	--	--	--	--

	<u>(オ) 家畜改良 増殖関連施設</u> <u>(カ) 畜産周辺 環境影響低減施 設</u> <u>(キ) 畜産副産 物肥飼料利用施 設</u> <u>オ 農業廃棄物 処理施設整備</u>		
--	---	--	--

<u>3</u> 附帯事務費	省略	省略	省略
----------------	----	----	----

第1号様式（第4条関係）

1～5（略）

6 添付書類

実施計画書、図面、団体の規約、事業実施主体から提出された誓約書兼同意書（参考様式2）、県税完納情報の提供に係る同意書（参考様式4）等

参考様式2

生年月日 年 月 日

--	--	--	--

<u>2</u> 附帯事務費	省略	省略	省略
----------------	----	----	----

第1号様式（第4条関係）

1～5（略）

6 添付書類

実施計画書、図面、団体の規約、事業実施主体から提出された誓約書兼同意書（参考様式2）等

参考様式2

追 加

参考様式 2～3 省略

参考様式 4

県税完納情報の提供に係る同意書

____年 ____月 ____日

高知県知事 _____ 様

【申請者】

<u>住 _____ 所</u> <u>(法人本社所在地)</u>	
<u>フリガナ</u>	
<u>氏 _____ 名</u> <u>(法人名称及び代表者職氏名)</u>	
<u>電 話 番 号</u>	
<u>生年月日 (個人の場合)</u>	

私は、下記のことに同意します。

記

(1) 高知県競争力強化生産総合対策事業費補助金交付審査のため、全ての
県税 (個人県民税及び地方消費税を除く。) 及びこれに付随する延滞金

参考様式 2～3 省略

追 加

等の納付又は納入の状況に関して、税務課から農業イノベーション推進課に県税の完納情報の提供を行うこと。

(2) (1) の事務を行うために必要な範囲で、本同意書が税務課に共有されること。

(3) 県税の完納情報の提供に当たり、農業イノベーション推進課の指示及び指導がある場合は、その内容に従うこと。

【注意事項】

・法人登記簿に記載の本社所在地、法人名称及び代表者職氏名をご記入ください。

・この同意書が提出された時点で県税を完納していたとしても、完納の確認まで1週間から4週間程度要する場合がありますので、ご了承ください。

・県税に滞納がないことの証明書を添付される場合は、この同意書は不要です。

・本同意書に基づき提供された完納情報は、当該補助金交付事務以外に使用しません。

第2号様式（第5条関係）

略

令和 年度高知県競争力強化生産総合
対策事業費補助金の交付決定前着手届

令和 年度高知県競争力強化生産総合対策事業費補助金交付要綱第5条
ただし書の規定により、別添事業について、下記条件を了承の上、補助金
交付決定前に着手したいので、届け出ます。

第2号様式（第5条関係）

略

令和 年度高知県競争力強化生産総合
対策事業費補助金の交付決定前着工届

令和 年度高知県競争力強化生産総合対策事業費補助金交付要綱第5条
ただし書の規定により、別添事業について、下記条件を了承の上、補助金
交付決定前に着工したいので、届け出ます。

1～2省略

3 当該事業については、着手から補助金の交付の決定を受けるまでの期間は、計画変更は、行わないこと。

第3号様式～第8号様式 省略

第9号様式（第13条関係）

地区名	略	略	略	略	強い農業づくり総合支援交付金 高知県競争力強化生産総合対策事業費補助金
-----	---	---	---	---	--

1～2省略

3 当該事業については、着工から補助金の交付の決定を受けるまでの期間は、計画変更は、行わないこと。

第3号様式～第8号様式 省略

第9号様式（第13条関係）

地区名	略	略	略	略	強い農業・ <u>担い手</u> づくり総合支援交付金 高知県競争力強化生産総合対策事業費補助金
-----	---	---	---	---	---